

Nuclear Weapon & Nuclear Test MONITOR

核兵器・核実験モニター

302

08/4/15

毎月2回1日、15日発行
1996年4月23日
第三種郵便物認可

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行 ■ N P O 法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーンエ1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

主筆 ■ 梅林宏道 編集責任者 ■ 湯浅一郎、田巻一彦 郵便振替口座 ■ 00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座 ■ 横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

核抑止力の堅持を表明

核弾頭の一部削減を発表し 他国に軍縮を呼びかける

サルコジ 仏大統領が 国防演説

3月21日、フランスのサルコジ大統領は、シェルブール海軍造船工廠で行われた新建造のミサイル発射戦略原潜ル・テリブルの進水式で、核兵器政策に関する演説を行った。大統領は、今後も同国が核抑止力を近代化して維持していくことの重要性を強調する一方、航空機搭載核兵器を削減し、保有弾頭数を300発以下に減らす決定を表明した。同時に、米国のC T B T 批准を求めるなど他の核保有国にも具体的な核軍縮努力を要求した。

戦略原潜ル・テリブルの完成

2008年3月21日、フランス共和国大統領ニコラ・サルコジは、シェルブール仏海軍造船工廠に赴き、新建造のミサイル発射原子力潜水艦ル・テリブルの進水式に参加した。国防大臣エルベ・モランらが大統領に同行した。

ル・テリブルは、ル・トリオンファン級新世代戦略原潜の4番艦であり最終艦である。初めて新型のM51弾道ミサイルを16基搭載し、2010年に就役する予定である。ル・トリオンファン級原潜の1番艦ル・トリオンファンは1996年に、2番艦ル・テレメールは1999年に、3番艦ル・ビジランは2004年に戦略海洋軍に就役したが、これらはいずれも従来型のM45弾道ミサイルを16基搭載している。当初は、6隻の建造が予定されていたが、1996年2月23日に、4隻体制に削減された。

サルコジ大統領は、海軍およびシステム建造局(DCNS)の作業場に足を運んだ後、抑止の戦略的機能、フランスの核態勢等について長時間の演説を行った。サルコジ大統領としては初めての核政策に関する演説であり、フランス大統領としては、シラク大統領が戦略空軍・海軍を訪問したときの演説(06年1月19日)に次ぐものである。

核抑止力への信奉

演説の抄訳を2~3ページに掲載する。

演説のなかで、サルコジ大統領は、今後15年のフランス安保政策の基本方針となる、新しい「防衛と安全保障に関する白書」の作成に着手していることを明らかにした。より不安定で、急速に変化し、複雑化した現代においては、冷戦終結と湾岸戦争を背景とした1994年の白書は時代遅れであり、「直面するあらゆる問題に対処できる能力」を保持する必要がある。そのために「フランスは断じて警戒を緩めない」との強い決意が示された。

大統領の描く、こうした安全保障政策の頂点に据えられているのが、核抑止力への揺るぎない信頼である。「核抑止力は

今号の内容

仏、弾頭の一部削減、 核抑止力は堅持

<資料> サルコジ国防演説(部分訳)

平和市長会議、国内で参加呼びかけ

連載:デンマークの教訓 第6回

【連載】被爆地の一角から(28)

遅すぎた「入市被爆」認定 土山秀夫

5月1日号は休みます。次号は5月15日合併号です。

絶対に必要であり続ける」と述べた就任前の公約(本誌283・4号)から一貫してその姿勢は変わらない。大量破壊兵器やミサイルの拡散が続く世界において、核抑止力こそが「フランス、その領土、その人民、およびその共和制の安全」及び「国家の独立と政策決定の独立性」を「究極的に保証」し、いかなる攻撃からも「アイデンティティと存在」や「主権の自由なる行使」といった死活的な国益を守る、と大統領は断言する。また、フランスの核戦力は一国の安全保障政策にかかるものだけではなく、ヨーロッパ安全保障の重要な要素でもあると指摘した。NATOの安全保障は核抑止力を基盤としており、フランスは英国とともにその重要な一端を担っている、との認識である。

こうした核抑止力を「信頼しうるもの」にすべく、サルコジ大統領は、自らが「脅威に対処する広範な選択肢」を持たなければならないと訴え、フランスが行っている具体的な核戦力の近代化についてその根拠を再確認した。新しい時代における適応能力の確保には海洋配備と空中発射の2つの核戦力が重要であるとされ、2010年に就役するル・テリブルに16基搭載されるM51潜水艦発射戦略弾道ミサイル(MSBS)及び今年から新型の戦闘爆撃機ラファールに搭載されるASMP-A巡航ミサイルをその目的に合致したものと述べた。さらに、「国家の生命保険」と表現する国防費についても削減する意志はないことをはっきりと述べた。

陳腐な抑止論

サルコジ大統領が展開している抑止論に新味はない。前述

のシラク大統領の演説と極めて似通った部分があり、大統領固有のブレインというよりもフランス戦略軍の一貫した考えを反映していることが印象づけられる。

シラク大統領は、テロとの戦争と核兵器の関係について「核抑止は狂信的なテロリストの抑止を目的としていない」「いかなる状況下であれ、紛争時に軍事目的のために核兵器を使用するのは問題外である」と述べて、ブッシュ・ドクトリンと一線を画していることを強調した。そして、核兵器の抑止力を「予防戦略の究極の表現」であり、「不使用の兵器」であると位置づけた。そう述べつつ、「核兵器を使用するという我々の決意と能力について疑問が生まれることを許すものではない。我々に対して敵意を抱く指導者の上には、確実に使用される可能性がある」という脅威がのしかかっているのである」と、抑止の恫喝が述べられる。

サルコジ大統領の論理構成も似ている。彼もまた、核抑止との関連で対テロ戦争には全く言及しなかった。抑止の対象はイランに代表されるようなフランスの「死活的な利益に脅威を与える」存在である。そして、「不使用の兵器」とは言わないが、「核抑止力は厳密に防衛的なものである」と言う。その上で、防衛的であるからといって勘違いするな、誤った判断をしたものは「苛烈な報復に晒され、彼らにとって、受け入れがたい、目的とは釣り合わない損害を蒙ることになると恫喝する。

このような陳腐な抑止論の繰り返しは、核兵器の行き詰まりと衰退を示していると考えべきであろう。この状況下では「残存権益への固執」と「経済圧力による浸食」の両方が進行する

資料

ニコラ・サルコジ
仏共和国大統領の演説(部分訳)
シェルブールにおける「ル・テリブル」公開、08年3月21日(金)

(前略)

国家元首および軍司令官として、私に課せられた第一の責務は、フランスの領土、人民、および共和制をいかなる状況下においても安全ならしめ、あらゆる状況下で、わが国の独立と政策決定の自立性を守ることである。

核抑止は、そのための究極の保証である。この現実を正面から見据えることは、大統領の重大な義務である。本日、私は自らの考えを聴衆の皆様にも明らかにしたい。

言うまでもなく、(新しい)国防白書が対象とする15年の間に、フランスが侵略される危険性はない。しかし、わが国の安全にとっての脅威は依然存在する。核兵器は増加しつづけている。核、生物、および化学兵器の拡散が続いており、弾道ミサイルや巡航ミサイルの拡散も続いている。

今日、われわれが等しく心に留めなければならないことは、遠く離れた国の核ミサイルが30分以下でヨーロッパに到達可能であるという事実である。今のところ、そのような手段を保有しているのは大国のみである。しかし、アジアや中東には弾道ミサイルの開発を熱心に行っている国々がある。

とりわけ私の念頭にあるのはイランである。イランはミサイルの射程距離を伸ばし続け、その核計画は疑惑に包まれている。これ

は、まさにヨーロッパの安全への脅威である。

核拡散に対して、国際社会は一致団結し、決然と向き合なければならない。我々は平和を欲する。それ故に国際社会の規範を犯す者には断固として対処するべきである。一方、国際社会の規範を尊重する者には、平和目的で核エネルギーを利用できる資格が与えられる。

しかし、わが国が備えるべき脅威は拡散だけではない。潜在的な侵略者たちは、西側社会の脆弱性に付け込むために際限なく想像力を働かせている。また技術革新によって、明日にでも新しい脅威が生み出される可能性がある。

われわれが核抑止力に依存する理由はそこにある。核抑止力は厳密に防衛的なものである。明らかに、核兵器の使用は、国連憲章に認められた権利である正当な防衛という極限状況下に限ってのみ考慮される。

わが国の核抑止力は、いかなる国家によるものであれ、またいかなる形態であれ、死活的な利益に対する攻撃からわが国を守る。その死活的な利益には当然のことながら、フランスのアイデンティティと国民国家としての存在を構成する諸要素や、さらに自由な主権の行使が含まれる。これらの限界をたえず評価することは、国家元首としての私の責務である。世界は日々変化しており、静的なものではない。

われわれの死活的な利益に脅威を与える者は、フランスによる苛烈な報復にさらされ、受け入れがたい、目的とは釣り合わない損

害を被ることになる。彼らの政治、経済、軍事力の中核は優先順位を付けられ、標的とされるだろう。

われわれの死活的な利益やそれを守る我々の決意の限界線を、敵が見誤ることがあるであろう。核抑止力の枠組みの中では、そのような場合には我々の決意を念押しするために核攻撃の警告を発することが可能であろう。それは、抑止力を再確認することを狙うものになる。

核抑止が信頼しうるものであるためには、国家元首は、脅威に対処する幅広い選択肢を手にしていなければならない。われわれは核戦力を現状に適合させてきたし、今後も適合させていくであろう。2010年に就役するル・テリブル搭載のM51大陸間弾道ミサイルも、今年ラファールが搭載することになるASMP-Aミサイルも、白書が対象とする期間におけるリスク評価に適合するものである。

また、私は、海洋配備と航空機搭載という2種類の核戦力の維持が重要であると強く確信している。これらは、性能、とりわけ射程距離と精度において相互に補完しあう。国家元首は、いかなる奇襲にも対応するために、常時、これら相互補完的な性能を頭に入れておかねばならない。

われわれの行動の自由を確保するために、限定的な攻撃に対するミサイル防衛能力は核抑止力を有効に補完するものとなる。しかし、ミサイル防衛は核抑止力にとってかわることはできない。ミサイル防衛は、われわれの死活的な利益の防衛にとって決して

であろう。サルコジの核軍縮は後者を示す現象であると考えられるが、いずれにしてもそれは歓迎すべきことである。

航空機核戦力の3分の1を削減

サルコジ大統領は、積極的に核軍縮に言及した。シラク演説にはなかったことである。上述したように、その背景には、来年から新しい軍事5か年計画(09年 - 14年)が始まる中で、核兵器の財政負担の軽減を必要としたことが考えられる。

サルコジ大統領は次のような核軍縮措置の決定と、その意義を説明した。

- ・航空機搭載の戦力に関して、核兵器、ミサイル、航空機の数を3分の1削減。
- ・保有核兵器の核弾頭数は結果として300発以下になる。これは冷戦時のピークの半数である。
- ・この数字は掛け値無しの透明な数字である。フランスには、作戦配備以外の核弾頭は存在しない。
- ・解体した二つの核分裂性物質生産施設の国際専門家による視察を許可する。

実際には、以下にサルコジ大統領が言うほどフランスの核兵器に透明性はない。その結果、300発に減ったときの、フランスの核兵器の構成を割り出すことは簡単ではない。

米国、中国にCTBT批准を要求

さらに、サルコジ大統領は、2010年の核不拡散条約(NPT)再検討会議までに全ての核保有国に誓約を求める「行動計

画」を呼びかけた。「行動計画」には次のような内容が含まれる。

- ・米国、中国を筆頭に各国が包括的核実験禁止条約(CTBT)の批准をすること。
- ・すべての核保有国が透明性のある形で核実験場を閉鎖すること。
- ・兵器用核分裂性物質の生産禁止条約の交渉を即時開始すること。
- ・核兵器の透明性措置に合意すること。(これは、米国が作戦配備の弾頭の他に迅速対応戦力と称する弾頭を保有しているなどの状況の透明化を主として要求していると考えられる。)
- ・短距離および中距離の地対地ミサイルを禁止する条約に関する交渉を開始すること。

ここには、見事に、フランスがすでに済ませていたり、推進している政策のみが並べ立てられている。たとえば、「兵器用核分裂物質の現有量の検証を伴う登録」とか「核兵器の完全廃棄の期限に関する協議の開始」など、自国にも新しい義務を課すような呼びかけは何一つ含まれていない。(大滝正明、中村桂子、梅林宏道)

注

1 1997年との文献もある。

2 ランディビショー / リール・ロングの戦略空軍・海軍を訪問したときのシラク大統領の演説「ピースデポ・イアブック」核軍縮・平和2007_a、資料3 - 14に抄訳)

十分に効果的ではないという事実を忘れてはならない。この点において、フランスはプラグマチックなアプローチを選択した。エルベ・モラン国防大臣、われわれが大西洋同盟の集団的作業に参加するのは、この精神においてである。われわれはこの分野において確固としたノウハウを保有しており、時が来ればそれらを強みとして活用することができるだろう。

(中略)

軍縮について話したい。これは私が現実主義と先見性をもって論じたいテーマである。冷戦終結時にそうしたように、フランスは国際的な安全保障環境の改善を牽引する。

行動に移されることのない演説や約束よりも、フランスは、行動する。わが国は国際的な取極め、とりわけ核不拡散条約(NPT)を尊重する。フランスは、核軍縮に関し、世界的にユニークな模範的行動をとった実績を持っている。フランスはイギリスとともに、包括的核実験禁止条約に署名し批准した最初の国であり、爆弾目的での核分裂性物質の生産施設を閉鎖し解体した最初の国である。また太平洋の核実験施設を透明性の高いやり方で解体した唯一の国であり、地上発射核ミサイルを廃棄し、弾道ミサイル原潜の約3分の1を自発的に削減した唯一の国である。

フランスは決して軍拡競争に参加してこなかった。フランスは技術的に設計可能だからといって全ての種類の兵器を持つようなことはしていない。フランスは「厳密な充分性」

の原則をとってきた。すなわち、フランスが保有しているのは、戦略的必要性に見合った最小限度の兵器である。私はこの原則を堅持する。私は大統領に就任後、ただちに、この「厳密な充分性」を再評価するよう指示した。

その結果、私は新しい軍縮措置を決定した。航空機搭載の核兵器に関して、核兵器、ミサイル、および航空機の数を3分の1削減する。

また、私は、フランスが、かつてどの国が行ったよりも保有核兵器に関する透明性を高めることが可能で、またそうすべきであると決断した。

この削減によって、フランスの核弾頭は300個以下に減少するであろう。これは、冷戦下に我々が保有していた弾頭数の2分の1である。

この情報において、フランスの透明性は完全なものである。なぜならフランスは作戦配備以外の核兵器を全くもっていないからである。

さらに、われわれの核兵器はどの国をも標的にするものではないことを確認する。

最後に、私はビエレラッテおよびマルクルの核分裂性物質生産施設の解体を確認するために、国際的な専門家集団を招待することを決断した。

しかし、われわれはたんに愚直であってはならない。集団的安全保障と軍縮の基礎は相互主義である。

今日、世界の8か国が核実験を行ったと宣

言している。私は国際社会に、一つの行動計画を提案する。その計画に対して、核保有国が2010年のNPT再検討会議までに明確に誓約するよう呼びかける。

すなわち、私は、すべての国が包括的核実験禁止条約(CTBT)を批准するよう呼びかける。1996年に署名した米国、中国がその先陣を切るべきである。今こそ、批准の時である。

私は、すべての核保有国が、透明で国際社会に対して開かれた方法で核実験場を解体するよう求める。

私は、兵器用核分裂性物質の生産禁止と生産の即時モラトリアムのための条約に関する交渉を、ただちに開始することを呼びかける。

私は、NPTによって認められた5つの核兵器国が、透明性措置について合意するよう呼びかける。

私は、短距離および中距離の地対地ミサイルを禁止する条約に関する交渉の開始を提案する。

私は、フランスがそうしたように、あらゆる国が弾道ミサイル拡散に抗するためのハーグ行動規範に同意し履行することを求める。

同時に、全国際社会は他のあらゆる分野における軍縮のためになすべき最大限の努力を払わなければならない。フランスもまたそれに貢献してゆくであろう。(後略)

(訳:大滝正明、ピースデポ)

原文と英訳:フランス大統領府ウェブサイト。
<http://www.elysee.fr/>

日本国内の「平和市長会議」加盟自治体

下線は「日本非核宣言自治体協議会」の加盟自治体

印は非核宣言を行っていない自治体

()内は都道府県ごとの加盟自治体数

北海道(7)	本宮市	逗子市	富士吉田市	箕面市	阿南市	長崎市	天草市
美唄市	新潟県(5)	埼玉県(3)	北杜市	富田林市	三好市	雲仙市	宮崎県(2)
登別市	上越市	羽生市	静岡県(3)	奈良県(1)	愛媛県(4)	島原市	延岡市
足寄町	長岡市	所沢市	熱海市	五條市	伊予市	平戸市	都城市
上川町	新潟市	蕨市	下田市	兵庫県(1)	宇和島市	南島原市	沖縄県(6)
羽幌町	胎内市	千葉県(2)	伊豆の国市	播磨町	四国中央市	東彼杵町	那覇市
歌志内市	十日町市	匝瑳市	愛知県(3)	広島県(6)	新居浜市	五島市	宜野湾市
北広島市	富山県(2)	横芝光町	豊橋市	広島市	高知県(2)	松浦市	石垣市
秋田県(3)	富山市	茨城県(3)	蟹江町	三原市	土佐清水市	西海市	沖縄市
大館市	入善町	古河市	扶桑町	海田町	宿毛市	川棚町	南風原町
湯沢市	石川県(1)	北茨城市	三重県(4)	世羅町	福岡県(3)	大分県(2)	西原町
大仙市	野々町	守谷市	伊賀市	安芸太田町	太宰府市	宇佐市	合計:118
岩手県(1)	長野県(6)	栃木県(2)	名張市	大崎上島町	福津市	別府市	
平泉町	駒ヶ根市	下野市	熊野市	鳥取県(1)	星野村	熊本県(5)	
山形県(3)	千曲市	真岡市	松阪市	倉吉市	佐賀県(2)	阿蘇市	
天童市	松本市	群馬県(2)	滋賀県(4)	島根県(1)	嬉野市	合志市	
新庄市	川上村	桐生市	高島市	雲南市	多久市	人吉市	
米沢市	東御市	沼田市	甲良町	徳島県(2)	長崎県(10)	水俣市	
宮城県(1)	高森町	山梨県(6)	彦根市				
美里町	東京都(1)	甲州市	米原市				
福島県(3)	西東京市	韮崎市	京都府(1)				
喜多方市	神奈川県(2)	笛吹市	宇治市				
白河市	南足柄市	山梨市	大阪府(2)				

平和市長会議のデータは、2008年4月1日現在。日本非核宣言自治体協議会のデータは2008年2月1日現在。宣言の有無については、一部ビースデポの調査によるアップデートを含む。

「平和市長会議」加盟、国内118自治体に広がる

国際NGO「平和市長会議」(会長:秋葉忠利広島市長、副会長:田上富久長崎市長ほか)への加盟が日本各地の自治体で相次いでいる。今年2月に秋葉会長が、「日本非核宣言自治体協議会」(237自治体)ならびに「全国市長会」(806自治体、783市、23区)への自治体首長を対象に加盟要請の手紙を送ったことを受け、これまでに全国38都道府県に及ぶ118自治体が新たに平和市長会議のメンバーとなった(4月1日現在。上に加盟自治体の一覧)。

平和市長会議の設立は1982年にさかのぼるが、長年にわたり日本国内での加盟は広島市、長崎市の2都市のみとする運営が行われた。これについては、国内の自治体連携の牽引役として非核宣言自治体の全国組織である日本非核宣言自治体協議会(会長:田上長崎市長)の存在があることから、協議会と平和市長会議が「国内と海外」にそれぞれ役割を分担して、自治体ネットワークを形成しながら核兵器廃絶に向けた活動に取り組んできたため、と説明されている。

今回、国内加盟の受け入れに踏み切った理由を、平和市長会議は次のように説明する。「核兵器廃絶に向けた具体的な展望が開かれない。昨今の国際情勢を踏まえ……これまでの海外諸都市に加え、日本の都市も含めた世界の多くの都市が一体となり、人類の意志として核兵器廃絶を国際社会に訴えるとき、こうした都市の力を結集して国際政治を動かしていくことが必要(加盟要請の手紙より)。また、同じ文脈において、協議会との連携についてもさらに深めていく」と述べられている。

100を超える日本の自治体が加わり、平和市長会議の加盟自治体数は、世界128か国・地域、2,195都市に上った。その内訳は、アジア(29か国・地域、333都市)、オセアニア(9か国・地域、84都市)、アフリカ(28か国・地域、106都市)、ヨーロッパ(41か国・地域、1,443都市)、北アメリカ(11か国・地域、204都市)、南アメリカ(10か国・地域、25都市)と、核保有国を含め地球規模で広がっている。主たる活動の一つが、「核兵器廃絶のための緊急行動 2020ビジョン」キャンペーン⁴である。世界各国のNGO・市民との連携を深めつつ、2020年までの核兵器廃絶をめざしたさまざまな活動が展開されている。

日本国内での加盟のさらなる拡大を目指し、平和市長会議は、全国各地の市民・NGOが居住先や関係する自治体に平和市長会議への加盟を呼びかけてほしいと、協力を要請している。平和市長会議のホームページからは、市民・NGOが自治体に要請を行う際に活用できる文書(各自治体首長への秋葉会長の要請の手紙及び加盟申請書)がダウンロードできる。

平和市長会議と協議会はそれぞれ重要な役割を担っているため、市民としては、すべての自治体が両方に参加することを心から願っている。(中村桂子)

注

1 www.mayorsforpeace.org/jp/

2 www.nucfreejapan.com/

3 www.mayors.or.jp/

4 www.mayorsforpeace.org/jp/ecbn/index.html

来たてにまでいへるまじや

余りに遅まきながら、やっとその事実が認定されたとの思いがあった。厚生労働省が去る3月17日、「疾病・障害認定審査会原子爆弾被爆者医療分科会」において、初めて残留放射能に基づく被害を含めた新基準を発表したからだ。

これまでの原爆症認定基準は、被爆距離に応じて放射線量を推定するDS86基準を重視し、放射線の影響を数値で分ける「原因確率」を用いてきた。しかしこれだと原爆投下直後の初期放射線による「外部被爆」を対象としているため、残留放射線や放射性降下物などによる「内部被爆」は考慮されない。そのため被爆地に遅れて入った「入市被爆者」や遠距離被爆者は、ほとんど認定されない結果を生じていた。或る原子物理学の本には、「原爆の爆発後約1分経った後には、いわゆる残留放射線が放射される。これには誘導放射能によるものと放射性降下物とがある。土や建築材に降り注いだ初期中性子線が、それらの中で原子核反応を引き起こし、それらに放射能を運びさせ、この誘導放射能がガンマ線やベータ線を放射する。残留放射能には半減期の長いものも含まれ、長期にわたって人体に影響を及ぼす」と書かれているのに、である。また筆者が見聞した中には、このことを裏付けているとしか思えない幾つかの事例があった。

直接被爆は受けていないのにもかかわらず、肉親の消息を求めて爆心地に入り、何日か捜し回った人々や、教え子の動員先である崩壊した工場を懸命に回り歩いた教師たちが、その後、急性放射線障害と思しい症状を来し、死亡した人もあったという話を一再ならず聞かされた。いや、その種の伝聞ばかりではない。筆者自身が身近に体験した事実もある。

病弱のため疎開していた母の病状が、危篤状態になった旨の電報が入ったのは、昭和20年8月7日のことだった。場所は佐賀県神埼郡

仁比山村という処であった。医師の兄と筆者の二人は、やっとのことで切符を入手すると、8月9日の午前7時頃の列車で長崎を発った。当日の午後、ラジオが長崎に新型爆弾が投下されたと報じた。奇蹟的に病状を回復しつつあった母は、筆者が同居していた長兄一家のことをしきりに案じて、直ぐに帰崎して消息を知らせて欲しいと訴えた。二人はその日の夕刻に神埼駅を発ってとんぼ返りすることにしたものの、どうにか長崎市内の道ノ尾駅にたどり着けたのは、翌早朝の午前5時頃だった。

二人は外形だけは留めていた大学病院に入ると、別々に行動しながら廃墟の原子野で約10日間ほど負傷者の救護活動に当たった。問題の異変はその後に起こった。兄だけのの上であったが、急に脱力や嘔吐、脱毛、鼻出血や皮下出血などの症状が現われ、一時は生命さえ危ぶまれたが幸いにも回復することができた。ずっと後年になって、筆者がさる高名な物理学者にこの件を残留放射能に基づくものではないか、と尋ねてみたことがある。ところが答えは否定的であった。残留放射線の線量は大きくして問題とするには足りないようだ、との説明だった。ならばあの兄の症状は一体何によるものだったのか、と納得がいかないまま筆者の胸には長年のつかえとして残っていた。転機は思わぬ方向から訪れた。原爆症認定を不服として集団訴訟に踏み切った被団協に対し、06年の大阪地裁判決以来、6つの裁判がいずれも入市被爆を含めて原告勝訴の判決を下した。その結果が政治を動かす、与党のプロジェクトチームの推進が反映されて、今回の厚労省による新基準へと導かれることになった。

米国の科学者は残留放射能の危険性を認識していたのに、米政府が政策的に否定し続けた事実、もし日本の厚労省が引きずられていたとしたら、その責任は限りなく大きい。



特別連載エッセー 28

つちやま ひでお
1925年、長崎市生まれ。長崎で入市被爆。病理学。88年～92年長崎大学長。過去3回開かれた核兵器廃絶地球市民集会ナガサキの実行委員長。

被爆地の一角から

土山秀夫

(題字も)

歪む非核政策 酷似するハンセン合意と大平合意(その3)

梅林宏道、大滝正明

これまでの連載

問題意識と発端 ツーレ事故とタイコンデロガ事故(285号)

デンマーク政府の決断 半独立機関に解明を委託(288号)

ハンセン文書 首相が持ち込みを暗に容認(290号)

歪む非核政策 酷似するハンセン合意と大平合意(その1)
(292号)

歪む非核政策 酷似するハンセン合意と大平合意(その2)
(298号)

< 前回のポイント >

1973年の空母ミッドウェー母港の時期においては、1963年の大平・ライシャワー合意¹が間違いなく日米間で再確認された、と考えるべきであろう。しかし、タイコンデロガ事故が発生した場所が日本近海であったことが暴露された直後の1989年5月における国会議論において、外務省北米局長、外務大臣、内閣総理大臣の答弁を読む限り、大平・ライシャワー合意が政府内部で継承されている痕跡を見出すことができない。日本政府は、強い調子で「核兵器を搭載した艦船の寄港もまた、非核三原則に「いづれ持ち込み」に当たる」と、従来の主張を繰り返している。

ライシャワー発言「日本政府はウソつき」

このような1989年5月における日本政府の「持ち込み」問題に対する立場を理解するには、介在する1981年の論争を振り返っておく必要がある。それは、81年5月18日に『毎日新聞』朝刊が最初に報じ、間を置かず各紙とも大々的に報じ続けた、いわゆる「ライシャワー発言」をめぐる国会論争である。この論争では、「持ち込み」問題の重要な論点が広範に論じられ、日本政府の論理構成は相当に煮詰められた。

ライシャワー発言を伝えた『毎日新聞』の記事を引用しておこう。

「元駐日米大使のエドウィン・ライシャワー米ハーバード大教授は、このほどボストン郊外の自宅で行われた古森義久毎日新聞記者とのインタビューで、核兵器を積んだ米国の『航空母艦と巡洋艦』が日本に寄港してきた事実を明らかにし、『日本の政府は(核武装米艦艇の寄港、領海通過の)事実をもう率直に認めるべき時である』と語った。この発言は、1960年(昭和35年)日米安保条約改定以来の歴代自民党内閣が『米国による日本への核持ち込みはない』と国民に説明し続けてきた公式見解を真っ向から否定するものである。同教授は、安保条約上、核の日本立ち寄り、領海通過が米国に許されることの根拠として、米政府・軍部は初めから『日本語で「持ち込み」と訳される』イントロダクション』とは、核の貯蔵など核兵器を陸に揚げて据えつけることを意味す

る。核兵器の寄港、領海通航を含まない』との解釈を堅持してきたことを強調した。そして『日本政府は、核の寄港は完全にOKだ』という口頭合意を忘れたのだと思う』と述べ、『日本政府は国民にウソをついていることになる』とまで言い切った。(『毎日新聞』81年5月18日)

大平・ライシャワー合意の一方の当事者のこの発言は、非常に重いものであった。当時も、元日本大使であるのみならず日本研究学者としてのライシャワー氏への信頼と名声のために、発言は尊重され重く受け止められた。しかし、今日からみると、彼の発言はさらに重いものである。なぜならば、彼の発言は、当時はまだ暴露されていなかった米国の歴史公文書「ライシャワーから國務長官への極秘電報(63年4月4日)」の中において彼が報告した内容と、そのまま符合するからである。その内容は、前回の本記事で紹介したものである。

国会論戦では「ウソをついている」とまで言われた日本政府の明確な反論が求められた。

鈴木善幸首相による完全否定

当時の鈴木善幸首相は、国会論争の早い段階においてライシャワー発言とその背後にある大平・ライシャワー合意の存在について、完全に否定した。すなわち、毎日新聞の報道から3日後の衆議院内閣委員会において、岩垂寿喜男議員(社会党)に対して次のような答弁をした³。

鈴木善幸「ライシャワーさんが、当時の大平外務大臣にこの解釈の問題をめぐりまして申し入れをした、また外務大臣と会談をしたというようなことは、私は承知いたしておりませんし、当時の記録に何らございません。私、外務省当局にもこの点を念を押して、当時の経過を外務省は知っておるかどうかが、そういうことも調べたのでございますが、外務当局におきましても、そのことは承知していない、こういうことでございます。」

岩垂寿喜男「...口頭了解というものはないとはいって回答できませんか。」

鈴木善幸「...60年安保条約改定当時の交換公文、そしてそれをさらに裏づける口頭了解⁴、この方針を日米両方で確認をし今日に至っておるわけでございまして、ライシャワーさんと当時の大平外務大臣との間にそういう了解がなされたということはございません。」

続く公明党の鈴木康雄議員との同様のやりとりにおいても、鈴木首相は次のように発言している⁵。

鈴木善幸「...大平さんはそういうことを言っておらない、後の外務大臣にもこのことを引き継いでおらない、外務事務当局も一切承知しない、記録もない、こういうことでございますから、私ども

は、先ほど来答弁を申し上げておりますように、…」

このように政府の回答は追い詰められた者の明快さを伴っていた。ライシャワーが主張するようなライシャワー・大平会談はなかったし、内容は誰にも引き継がれておらず、記録もない、と言うわけである。

日本政府「ライシャワーこそ、ウソか思い違い」

日本政府による完全否定は、当然、ライシャワー発言、さらにはライシャワー自身への信頼性を否定することになる。日本政府は実質的にライシャワーの側にウソか思い違いがある、と主張した。参議院において公明党の黒柳明議員と鈴木善幸首相との間に次のようなやりとりがあった⁶。

黒柳明「今朝も朝日新聞に長文が出ておますが、…ライシャワーさんはこう書いておられます。日本政府は日本の国民に対してうそを言っている。フォールスフッドという丸括弧してUSO、アンダーライン、うそとわざわざ書いているんですね。…どうですか。…強烈なライシャワーさんの発言だと思います。そうなりますと、総理は逆に、おまえこそうそをついているんだと、この場で言えますか。いかがですか。総理。」

鈴木善幸「…日本国内でいろいろ論議の焦点になっておるとい背景の中で、園田外務大臣がマンズフィールドさんにお会いした際に、マンズフィールドさんは米政府の見解としてはつきと、米政府としては安保条約に基づく、またそれに伴う諸取り決め等については誠意を持ってこれを実行していくということを明確におっしゃっておりますから、私はこのアメリカ政府の公式の見解というものを信用し、信頼をしておると、こういうことでございます。」

黒柳明「たびたびお聞きしています。…おまえはうそだと言われたんですから、まあ売り言葉に買い言葉ではありませんが、いやおまえの方がうそなんだと、…これではつきりするじゃないですか。どうですか、総理。…言ってやいなさいよ。…うそと言えば強制はできる立場じゃありませんが、いかがでございましょう。うそだと言っている。おまえの方がうそなんだと。」

鈴木善幸「私も日本国を代表する総理でございますから、ライシャワーさんを相手にしてうそだとか本当だとか、そういうことを言うことはいかがか、だから、アメリカ政府の公式の見解、…その方を信用しておるといことを申し上げたわけでありませう。」

鈴木首相は歯切れが悪いが、「一国の首相としてお前はウソを言っている」と名指しで言うようなことはしないが、別の者を信用するという言い方で、おまえはウソだと表現したという趣旨である。黒柳議員は同じ質問をもって、矛先を宮沢喜一内閣官房長官に向けた。

宮沢喜一「…当時のことを人々が正確に記憶しているとはなかなか言えない種類の問題だ…この件も、私は最初から、ライシャワーさん尊敬すべき方なので、どこか思い違いをしておられる点はありませんかと言っておるのでございます…」思い違いもあるんじゃないかと言っているのは、比較的丁寧な言い方でございます。」

つまり、宮沢官房長官も「思い違いという丁寧な表現だが、ライシャワー発言を信用していない」と言うことであろう。

黒柳議員は同じウソ議論を園田直外務大臣にも向けた。

園田直「私はライシャワー氏に会ったこともありませんし、言葉を聞いたこともありません。しかし、今度のことで、…非常に不愉快なのは、日本の国民は核に対するアレルギー性がひど過ぎる、このじんま疹を治してやるよという考え方のようにありますが、それこそ大国主義を持った米国民が日本国民に対して要らぬおせっかい…もし、うまい御好意があるならば、アメリカ現政府に対して、日本政府と堂々とやいなさいと、…それを一個人の発言で治してやるよなどとお考えになることは、私は外務大臣としては

無作法千万なる方だと言わざるを得ません。」⁷

前述したように、ライシャワーからラスク国務長官に宛てた当時の電報がその時点で開示されれば、この議論は大きく変わっていたであろう。さらに、ライシャワー発言が1年早く、大平首相が急逝(80年6月)する前に出ていれば…と、考えざるを得ない。

ただ、実りのないかに見えるこの論争の中で二つの重要な事実が浮かび上がっている。第一は、大平・ライシャワー合意は外務省の中に継承されていないこと、第二は、日本政府は寄港、領海通過も事前協議の対象であることを米国との間で再確認することを、なぜか頑なに拒否すること、である。

タイコンデロガ事件の政治決着

前回取り上げたタイコンデロガ号による核持ち込みに関する国会論争は、このような議論の経過の8年後に行われたものである。したがって、大平・ライシャワー合意は継承されなかったという以上に、強く否定する遺産が政府内にあったと見るべきであろう。

国会によるタイコンデロガ事件の解明は、水爆落下事故の直後、同艦が横須賀に直行、寄港した事実を政府が認めるかどうか最初の関門となった。グリーンピースが入手、公表した公文書である同艦の航海日誌から、それは余りにも明白な事実であったが、日本政府は「米国に事実照会を行っている、その回答を待っている」と答弁するばかりで数ヶ月が経過した。そして、89年の国会が年末休会に入った12月26日(ワシントンDC現地時間)ワシントンDCにおいて、突然に日米の政治決着が企てられた。在米日本大使館に米側から口頭回答があったとして、その内容を日本政府が発表した。それは次のようなものであった⁸。

「米国政府は、日本国民の特別の関心を理解し、タイコンデロガの事故をめぐる情報を提供してきた。すなわち、位置及び環境上の影響を含め、当該事故に関する情報を日本政府に提供してきた。しかしながら、米国政府は、この問題に関するこれ以上の議論は、我々の軍の運用上の政策を危うくするものであり、我々の国家安全保障上の利益に悪影響を与えるものと考える。」

梅林が情報公開請求で米国から得た文書によれば、この内容は数ヶ月にわたって米国内で諸部門の承認を得て作成されている⁹。この経過の事実と合わせて、上記の文書がすべて米国の事情を理由に書かれていることは、十分に注目する必要がある。今後の「持ち込み問題」解明にとって一つの手がかりであると考えられる。

注

1 1963年4月4日にエドウィン・ライシャワー駐日米大使が大平正芳外務大臣を招いて会談し、日本への核兵器の「持ち込み」に関する事前協議の解釈について「核兵器搭載軍艦の日本寄港や領海通過は1960年の日米安保条約改訂に伴う交換公文(岸・ハーター交換公文)において合意した事前協議の対象となる核兵器の<イントロダクション>には含まれない」と、両者が完全に合意したことを指す。

2 古森義久「核は持ち込まれたか」(株式会社文藝春秋、82年1月15日)より引用。

3 衆議院内閣委員会録第14号(81年5月21日)24ページ。

4 60年安保改訂交渉時における藤山・マッカーサー口頭了解のこと。後に1968年4月25日、外務省が発表した。

5 衆議院内閣委員会録第14号(81年5月21日)30ページ。

6 参議院外務委員会、内閣委員会、安全保障特別委員会連合審査会会議録第1号(81年6月1日)25ページ。

7 同上、26ページ。

8 のちに衆議院外務委員会で見つけられたものから引用。外務委員会議録第3号(2000年4月18日)10ページ。

9 90年6月12日、米国防総省が梅林宏道の異議申し立てに対して一部公開。

日誌

2008 3 21 ~ 4 5

作成:塚田晋一郎

ICBM = 大陸間弾道ミサイル, MDA = (米) サイ
イル防衛庁, NATO = 北大西洋条約機構, PAC
3 = 改良型パトリオットミサイル

3月21日 サルコジ仏大統領、シェルブールで
の最新鋭ミサイル発射戦略原潜進水式で、就任
後初の核政策に関する演説。(本号参照)

3月22日 横須賀タクシー運転手刺殺事件で、
車内に残されていたクレジットカード名義人の横
須賀基地脱走兵の身柄を在日米海軍が確保。

3月22日 台湾総統選、馬英九(国民党)が当
選。

3月23日 アラブ首長国連邦が約1億ドルを投
じ原子力開発専門機関立ち上げを決定。

3月25日 シャリフ・パキスタン首相が対テロ政
策見直しを表明。イスラム過激派に対する武力弾
圧ではなく対話による解決を明確に。

3月25日 北朝鮮「労働新聞」東欧でのミサイ
ル防衛構想についてプッシュ米大統領を非難。

3月25日 米国防総省、06年に台湾にICBMに
搭載する核弾頭起爆系統のヒューズを誤って輸
出していたことを明らかに。

3月26日 米韓外相会談。北朝鮮の早期の核
計画申告を求める。

3月26日 モザンビーク、未発効のアフリカ非
核兵器地帯条約(ベングバ条約)を批准。

3月27日 北朝鮮、開城工業団地から韓国当
局者を追放。韓国・金統一相の「核問題が妥協し
なければ開発拡大は困難」との発言を受けて。

3月28日 北朝鮮、黄海で短距離ミサイル3発
を発射。対艦ミサイル「スティクス」と推定。

3月28日 ジュネーブ軍縮会議(CD)第一会期
が終了(1月21日~)。

3月29日 空自霞ヶ浦基地にPAC3配備。

4月1日 北朝鮮「労働新聞」李韓国大統領を
名指して非難。大統領は核・人権問題解決を関
係拡大の条件とし、関係悪化は不可避に。

4月1日 オペリングMDA長官、上院軍事委員
会小委員会証言で北朝鮮が核弾頭搭載可能な
ICBMの開発を継続中との見方を示す。

4月2日 NATO首脳会議、プカレストで(~4
日)3日、「プカレスト宣言」を採択。

4月3日 米国とチェコ、東欧でのMD計画関連
で、レーダー施設の建設について合意。

4月3日 北朝鮮、南北対話と接触を全面中止
し、韓国側当局者の軍事境界線通過を全面遮断
する方針を表明。韓国の「先制攻撃」発言を受け。

4月3日 横須賀署、タクシー運転手刺殺事件
で、米海軍脱走兵(イージス巡洋艦カウペンス乗

ウラン兵器なき世界をめざして —ICBUWの挑戦

・劣化ウラン兵器は、なぜ直ちに廃絶されねばならない
か、いかに禁止条約を実現するか—
・ヒロシマ国際大会での、50数名の専門家・被害者・
活動家による渾身の報告と討議の記録
・国連決議採択(2007年12月)に至るICBUW
(ウラン兵器禁止を求める国際連合)の取り組みと今後
の展望

NO DU ヒロシマ・プロジェクト / ICBUW [編]
合同出版

A4版カバー装 / 256ページ

定価2500円(税込、送料別)

(5冊以上の注文の場合は1冊2000円(送料別))

注文はFAXまたはメールで。

FAX: 082-921-1263

メール: info@nodu-hiroshima.org

NO DU ヒロシマ・プロジェクト事務局

電話: 082-921-1263



4.15
刊行!

組員)を逮捕。身柄は海軍から横須賀署に移管。

4月4日 NATO、ブーチン露大統領を招き、首
脳会議。大統領はMD東方拡大を「脅威」と批判。

4月5日 米口首脳会談、ロシア南部ソチで開
催(~6日)。

沖縄

3月20日 名護市東海岸の安部オール島で離
着陸を繰り返す米軍ヘリが確認される。

3月22日 米イージス艦カウペンズ(横須賀所
属)がホワイトビーチに寄港。

3月23日 「米兵によるあらゆる事件・事故に抗
議する県民大会」北谷町で開催。参加者6000人
(主催者発表)。知事、自民党県連は不参加。

3月26日 防衛省のシンクタンク・防衛研究所
が「東アジア戦略概観2008」を公表。普天間移設
とその他の整理縮小は「パッケージ」と強調。

3月26日 キャンプ・ハンセン内レンジ4付近
で、不発弾処理による山火事が発生。10時間以上
に渡り延焼。

3月27日 キャンプ・シュワブ内レンジ10付近
で、実弾射撃訓練による山火事が発生。

3月27日付 名護市辺野古の浜のキャンプ・
シュワブを囲む有刺鉄線に結ばれた「平和のリボ
ン(約500本)」が焼かれる。

3月27日 うるま市の養護学校敷地内に米軍
車両が無断侵入。07年7月にも同校へ侵入。

3月27日 金武町議会、キャンプ・ハンセン共
同使用中、陸自の町内駐留を求める陳情を賛成
多数で採決。事件防止と経済効果への期待から。

3月28日 「集団自決」大江・岩波裁判、大阪地
裁で判決。「集団自決には日本軍が深く関わっ
た」と認定し、原告側の請求を棄却。

3月28日付 普天間移設計画のポーリング・海
象調査費損害賠償請求訴訟で和解した4業者に
対し、国が和解金約21億8000万円を支払う。

3月31日 防衛省、名護市と宜野座村を米軍

再編交付金の交付対象に指定、官報で告示。

3月31日 嘉手納基地に英空軍VC10飛来。大
気観測装置を装備。同機飛来は06年以来。

4月1日 沖縄防衛局が那覇市から嘉手納町
へ移転、業務開始。

4月1日 政府が基地外居住米軍関係者の人
数などの実態を、地元自治体以外への非公表を
前提に米から情報提供を受けていたことが発覚。

4月2日 防衛局が米基地外居住者の情報を
得ておらず、防衛省との情報共有不備が浮き彫り
に。

4月2日 嘉手納町、07年度嘉手納基地目視調
査結果発表。1日で最多204回の離着陸確認。

4月3日 民主、社民、国民新の3党、政府に地
位協定改定案(身柄引き渡し、事故対応など日本
側の権限を強化)を提出。

4月3日 マア在沖米総領事、地位協定改定の
動きを「政争の具にしようとしている」と批判。

4月3日 思いやり予算の新たな特別協定案が
衆院通過。野党4党は反対。旧協定は3月末で失
効。

4月4日 在日米軍、女子中学生暴行事件を受
け実施している米軍人の外出禁止を2時間短縮
し、午前0時~5時に。

4月4日 宮古島、陸自誘致を視野に入れた団
体「宮古圏域の防衛を考える会」が昨年12月に発
足していたことが発覚。

今号の略語

CTBT = 包括的核実験禁止条約

NATO = 北大西洋条約機構

NPT = 核不拡散条約

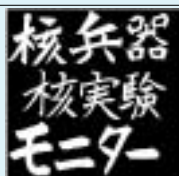
ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

ピースデポ電子メールアドレス:事務局 <office@peacedepot.org> 梅林宏道 <CXJ15621@nifty.ne.jp> 田巻一彦 <QT04441@nifty.com>
塚田晋一郎 <tsukada@peacedepot.org> 中村桂子 <nakamura@peacedepot.org>

宛名ラベルメッセージについて

会員番号(6桁):会員の方に付いています。「(定)」:会
員以外の定期購読者の方。「今号で誌代切れ、継続願いま
す。」「誌代切れ、継続願います。」:入会または定期購読の更
新をお願いします。メッセージなし:贈呈いたしますが、入
会を歓迎します。



書:秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に 参加・協力しました。

田巻一彦(ピースデポ) 塚田晋一郎(ピースデポ) 中村桂
子(ピースデポ) 湯浅一朗(ピースデポ) 大滝正明、津留佐
和子、中村和子、山口響、梅林宏道